

労働安全衛生規則改正による「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」選任の義務化

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令^{※1}により、令和6年4月1日より「リスクアセスメント対象物」^{※2}の製造、取り扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、「化学物質管理者」の選任が義務化されます。さらに、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、保護具を使用するときは、「保護具着用管理責任者」を選任することが義務化されました。

本改正により、該当するリスクアセスメント対象物を取り扱っている事業者も義務化の対象となります。小型貫流ボイラーにおいても、ボイラー用薬品にリスクアセスメント対象物が含まれるものがありますので、SDS(安全データシート)もしくは購入先・メーカーに確認してください。

※1:労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について
(基発 0531 第 9 号 令和 4 年 5 月 31 日)こちらの[リンク](#)で確認できます。

※2:リスクアセスメント対象物については、こちらの[リンク](#)で確認できます。

令和7年2月
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会